

第387回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年11月26日(水) 14:00から15:10
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 歌 委員、久川委員、森 委員、谷川委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、柴折委員、
宮内委員、伊丹委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 竹内主査兼係長
- 7 議 題
 - (1) 漁業法第169条第2項に基づく内共第16号第五種共同漁業権の
取消しに係る意見聴取の結果について
 - (2) 漁業法第169条第2項に基づく内共第16号第五種共同漁業権の
取消しについて
 - (3) 徳島県漁業調整規則の一部改正について
 - (4) その他
 - ・全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会について

8 議事

局長： それでは、これより第387回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中全員が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしくお願いします。

議長： 改めまして、皆さんこんにちは。

委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それではただ今より、第387回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

局長： ここで事務局より傍聴の方にご連絡いたします。

本日の会議の撮影に関しては、冒頭の頭撮りのみ可としておりますが、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは会長お願いします。

議長： 本日の会議の議事録署名は、谷上委員さんと横山委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

では、議事に入ります。

議題（1）は「漁業法第169条第2項に基づく内共第16号第五種共同漁業権の取消しに係る意見聴取の結果について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料1により説明。

事務局案につきまして、委員の皆様には今日初めて見ていただいておりますので、少しお時間を取って中身をお読みいただいた上でご意見をいただければ、修正した後に内水面委員会から調書・報告書として県に提出しようと思っております。

議長： それでは、ただいまからお時間を取りますので、資料をご覧ください。25分から再開しますので、お願いいたします。

(小 休)

議長： それでは再開します。何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： 令和6年のができていなかったから令和7年に命令が出たんだろうけど、増殖命令が出たら漁業権は取り消しということになる？

事務局： 命令が出されたとしても、きちんと履行されていれば取消しにはなりません。

令和6年の放流をしていなかったから、令和7年は令和6年分も含めて倍を放流しなさいという命令をしたわけでもなくて、毎年決まっている義務放流分を令和7年度はちゃんとやってくださいねという命令だったのですが、それを履行しなかったし、今後もしできるような体制を整えるような当事者間での協議も一切行われなかったということをもって、この先も漁業権に課せられた義務が果たされることはないだろうと県が判断して諮問しています。

命令が出されたから則アウトということではなく、命令が出されても、来年からはできるようにきちんと話合いがなされていたり、令和7年度の放流が5月31日までにきちんとされていれば、取消しには至らなかったということです。

委員： 組合にとって漁業権というのは大事やけど、仕方ないんかな。

漁業管理調整課： 過去の内水面委員会の議事録を見ると、大きな災害があって谷が埋まって遊漁券も売れないし、川が復旧するまで放流量を減らしてくださいとか、組合から委員会にお願いされて、その年は減らした数字でいきましょうとか、そういうことはあったようです。

放流しなかったからといって直ちに取消しというわけではなくて、それに対して何かしらの理由があるとか、汲むべき事情があるとか、そういうことを見た上で県から命令が出されています。

今回、令和6年度放流されていないから機械的に命令を出したわけではなくて、その前からちゃんとやってなかったんじゃないかといった話があったり、実際に話を聞いても、「稚魚がおらんからしょうがない」とか、「お金がない」とか。放流ができるようにこういうことをしますとか、こういう風に考えていますとか、そのような意見は全

く聞かれずに、「お金がないんだからしょうがないんだ」、「何が悪いんだ」みたいなお返事ばかりだったので、これはきちんと法に基づいた命令をしないとこの人たちは従ってくれないんだなということで、県として命令を出しています。

たまたま都合が悪くて、例えばいつも稚魚を購入していた種苗屋さんの種苗が全滅して、他所からからも種苗を賄うことができなかったというようなことも可能性はゼロではないと思います。そういうことに対していちいち目くじらを立てて、放流していないから命令出して取消しだって言うつもりは県としてもなくて、様々な状況を総合的に判断して、これはきちんと命令して手続を踏んで理解させないといけないなと思ったのですが、意見聴取に至るまで反省の弁もなく、このようなことをお諮りする事態となっています。

委員： 資金不足という理由のところが今ひとつ理解できないんですけど、そもそもお金の流れの仕組みとして、遊漁料だけの収入で稚魚の放流もできる仕組みになっているんですよね？

事務局： 本来はそうあるべき。遊漁料というのは、組合員以外の一般の方で、遊びで釣りに来られる方から得られる収入で、あとは組合員からも組合費というのを得ています。

委員： それが賦課金？

漁業管理調整課： そうです。本来はその二つをメインに放流するのですが、どこの河川も一緒だと思うんですけど、いろんな企業さんなどから協力金をいただいているとは聞いています。一方で地域の子供達が放流をするときに稚魚を用意して一緒に放流したりとか、そういう活動も皆さんされていて、それなりに地域の方と持ちつ持たれつみなないな関係を築いておられます。そういったこれまでの関わりの中で得られる収入というのは、組合の運営上必要なお金ですし、それについて「そんなお金をもらうのは漁業組合の趣旨に反している」とか、そういうことは全くなくて、それは有効に使っていただいて、放流に一部足しても構わないです。ただ、協力金とか同意料が貰えないから、そもそも義務として課せられている部分まで放流しなくてもいいだろうというのは、資金不足という意味とは違うんじゃないですかっていうことです。

委員： もう少し伺います。砂利採取とかの協力金とか同意料とかについては分かりました。組合員さんが減っていることで賦課金も減っているというのが、資金不足の理由になっているんですけど、遊漁料はどうなんでしょうか。今釣り人は減っているとか。

漁業管理調整課： 釣り人は全国的に見ると減っているんだと思います。アユ釣りは結構手間もかかりますし、なかなか敷居も高いので。それも踏まえて令和6年に義務放流を減らしてます。

あともう一つは、釣り人が減る中でも、いかに自分たちの川が魅力的か、釣りに来たら楽しいですよというのを、ホームページとかいろんな媒体で宣伝して、釣り人を呼び込むような努力をされている河川は他にたくさんあります。ただ、吉野川さんには、そういう努力をしてくださいというのは何年も前からずっと言っているんですけど、一切されてこなかったと認識しています。

委員： 素人っぽい質問になるんですけど、遊漁料というのはどこで徴収する形なんですか。釣具屋さんとか？

漁業管理調整課： 釣具屋さんとか漁協で売ってるんですが、遊漁券というチケットの形で販売をしています。

委員： そのお金っていうのはどこに集まるんですか。

漁業管理調整課： 一旦、釣具屋さんとかが徴収して、釣具屋さんの手数料を抜いた分が、最終は漁協さんとか連合会さんに入るようになってます。

委員： 漁協さんを通じて連合会の方にいくんですか。

漁業管理調整課： 取り分がいくらっていうのが決まっているようでして、売れたチケットのうち釣具屋が手数料を引いて、残りのうち地元の漁協がいくら、連合会がいくらっていう感じで決まっていると聞いています。

委員： その、お金を集めるシステムっていうのはちゃんと集まるシステム

になっているんですか。

漁業管理調整課： なっています。実際、事業報告書を見ると放流するのに十分な賦課金とか遊漁料の収入があるんですよ。ただ、ほとんど放流していない。収入から必要経費を引いた中で、できる範囲でやりましたみたいな御回答がいただければ、多少、じゃあ今後はどうしていきますかというようなお話もできるんですけど、収入がこんだけしかないんだから、もうやらなくて良いだろうみたいな感じで、ほとんど放流していないって言われたら、それはやれる範囲でやったとは言えないですよというのが、県としての感じ方です。

委員： 漁協さんが7つあったんですよ。それはエリアで分かれている？

漁業管理調整課： 基本的には所在地で分かれている。

委員： そうすると、釣り人が多いところとか少ないところとかありますよね。それは、どこかで一回集めて、公平に分配するようにはなっているんですか。

漁業管理調整課： 連合会が作った遊漁券を漁協さんごとに配って、それぞれの漁協さんが、地元の釣具屋さんとかに持ち込んで販売してもらっています。そこで売れた分については、取り分のルールに従って漁協さんに入っていくと思います。

委員： 浅田弁護士さんの意見書の中の、資金不足の関係で、現在裁判中というのがあるんですけども、内容がよくわからないんですけど、この裁判の判決によって、漁業権の取消しが左右するような裁判の内容ではないんでしょうね。

漁業管理調整課： 裁判の中身についてなんですけど、連合会さんと西部漁協さんが、過去からいろんな形で係争しております。

委員： これは漁連と単協との、中の話やね。

漁業管理調整課： そうです。ここに書いてあるのは、連合会側が仮に負けて、西部漁協にお金を取られるようなことになれば、いよいよ放流用

のお金がなくなりますという様な言い分です。

委員： 負けたら単協への支払が発生するので、またお金がない。

漁業管理調整課： 負けたときのためにお金を置いとかないといけないので。

委員： まあ勝っても、もともとないわということやね。どちらにしても、漁業権の取消しの判断には影響ないんやね。

漁業管理調整課： 関係ありません。

委員： 令和5年度以前の履行状況はどうだったんですか。

漁業管理調整課： 令和5年度までは放流できていたと報告を受けています。一方で、脱退された漁協さんからは、連合会はちゃんと放流したって言うけど本当にしているのかといったことを、県に問合せさせてもらったりもしていました。

そういうことがあったので、令和6年度に本当にちゃんとやっているのか証拠の提出を求めたところ、やっていないことが発覚した。

委員： じゃあ、年度ごとに県が履行状況をチェックするっていう決まりはない？

漁業管理調整課： 決まりはあります。来年の3月に、また当委員会でお諮りするんですけども、令和8年度分の義務放流量を公示しなければなりません。その数量を決める際に、前年度の放流状況はどうだったのかというのを、県から委員会さんに報告するというのがございます。

それに先だって、例年年明けに、各漁業権者さんに放流の状況がわかる書類を出してもらっています。一つはどこに何匹放流したか、お金はどれくらいかかったかという調書を出してもらうのと、放流しているところの写真を出してもらっております。従来、それをもって義務放流を履行していることを確認した上で委員会に報告し、次の年の義務放流量を決定していました。

例年は写真と調書しか求めていなかったんですが、漁連の中で、本当に放流をやっているか怪しいぞというような内部告発的なものがある

ったので、証拠書類の提出を求めたところ、稚魚を買った代金が全然足りていないということが発覚しました。これを受けて、改めて指導したんですけど、聞き入れてもらえなかったので、命令を出したという次第です。

ですので、令和5年まではやっていたという報告は受けていますが、あくまで善意に解釈して、それを信用しましょうという形でやっていました。それが疑わしいという内部告発があったので、令和6年度に確認したらこういう形になって、命令発出まで至ったと。

委員： 当然、令和5年度まではちゃんとやってましたよという証憑書類を付けて向こうから説明があったということはない？

漁業管理調整課： ありません。証憑書類を求めていれば令和5年度以前もひょっとしたらできていなかったかもしれないという疑義は残りますが、過去の書類はもうもらえないので、令和6年度からということで判断してございます。

委員： 連合会の主張にもあります、県が指導を十分してくれなかったというのがあるんで、それに対して県が命令発出までに十分指導を行っているとなってるんですけども、時間的な経過とかどれくらいの期間やったんかというところがあった方が、説得力があっていると思う。

事務局： それは書けたらいいなとは思ったのですが、意見聴取の時に県からその主張がなかったので書いていません。意見聴取の場で言っていないことは調書に書けないと思いましたので、あえて書いていないところでございます。

委員： 2漁協さんの陳述書の方には「10年以上に渡り」という記述があったので。これはあの時言ったことしか書けないんですね。

事務局： 委員の皆様とはこの件について議論をする機会があって、いろいろとお話をさせていただいているんですけども、意見聴取の調書・報告書に、その場で言わなかったことを書くのは、当事者に対して不公平だと思いますので書いていません。

委員： それはそうだと思います。これまでの委員会の中でも、この件に関

しては協議したことがあったんですか。

事務局： 命令発出の時にはお話はさせていただきました。

委員： 今回はこれ仕方ないんですけども、放流したら種苗の購入の証明書とか購入代が分かるものを徴収するとか、そういうことをやっていかないとまた同じことが起きるんでないですかね。

放流しているところの写真は、現場で立ち会わない限り100%完璧なものとはできないと思うんですが、種苗の購入代の領収書とか、そういったものを徴収すれば可能でないのかなと私は思うんですが。客観的に証明できるような方法を。

事務局： ご意見はごもっともだと思います。今までこの義務放流に関しては善意に解釈して漁業権者の皆さんを信用するということでやっておりましたので。

皆さん自主放流として、義務放流量を超える量を放流されてましたので、そこを書類出せとか言うのはどうなのかなということを事務局としては思ってたんですけど、こういうことがあって、最終的に漁業権が取り消されるかもしれないみたいな事態にまで発展している以上、また年明けに、放流の状況報告を求める文書を県から発出しようとしているので、その際にはそういう書類を求めてもいいのかなとは思っています。

参考にさせていただきます。

委員： それともう一つは、それぞれの漁協さんに県から監査に入っていると思うんです。法的にできる部分かは分かりませんが、放流を確実にしとるんかどうかということは、確認できるんですか。

漁業管理調整課： 監査は根拠になっている法令が違うので、監査で義務放流のことまで言うのはどうかと思うんです。先程おっしゃられた稚魚の購入代金であったりとか、義務放流に関することは漁業管理調整課で報告徴求できますので、そちらの方で見ていったら良いかと思います。

委員： 放流に関しては、県の内水面漁連から県の方に報告が来てると思うんやけど。

事務局： 領収書までは来ていません。写真は来ています。内水面漁連から報告が来てるのは、補助金の関係のところだけだと思うんで。放流の補助が一部ありますので。

委員： 報告は、各単協や漁連から内水面漁連の方に請求書・領収書と、写真とを提出して、内水面漁連の方から県に提出しとんだらうなと思っ
とったんだけんど。

事務局： 補助金の対象となっている部分については、補助金出している部署には来ています。

ただ、補助金使ってやった部分に関しては義務放流にはなりません。あくまでも組合なり連合会の経費の中で、漁業権の権利に対する義務としてやった分というところで報告を求めないといけませんので、補助金の報告とは別かなと思っております。

議長： 他にご意見等はございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては、事務局案のとおり「意見聴取調書」並びに、「意見聴取報告書」を県に提出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については、事務局案のとおり「意見聴取調書」並びに、「意見聴取報告書」を県に提出することとします。

次に、議題（２）に移りたいと思います。

議題（２）は、「漁業法第１６９条第２項に基づく内共第１６号第五種共同漁業権の取消しについて」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： 仮に取り消した後のことというのは、何かあるんですか。またここで話し合ったりとか。

漁業管理調整課： たちまちはありません。漁業権の取消しは県知事が行います。漁業権がなくなった後、川をどうするのかというところは、県の漁業管理調整課としても、今考えておるところです。

今までは漁業権という制度の下に、吉野川漁連さんが中心となって、放流をしたりだとか様々されておったと思うのですが、権利者がいなくなりますので、例えば川の管理は管理者である国交省さんなどがするとか、川を使ったイベントとか町おこし、地域振興を流域市町がするとか、そういうことになっていこうかと思います。

現場では、今まで漁業権者が川を見回って、こんなことしたらダメだよとか注意していたとは思いますが、そういった監視もなくなってしまいますので、そこは県の取締部門でありますとか、警察さんとも連携して、川のルールっていうのを周知していかななくてはならないなというのは思っています。

今後、そういった関係者の方々にお声掛けさせていただいて、漁業権がなくなっても、漁業調整規則とか、内水面漁場管理委員会が出している指示とか、諸々の規制で残るものはありますので、そういうルールに従って川を有効に使っていきましょうねという周知はしていく必要があると考えてございます。そのため、関係者の方に一度お集まりいただいて、そういう周知をしたり、意見をいただくような会を開けたらと思っております。

議長： 他にございませんか。

それでは、吉野川の第五種共同漁業権につきましては、漁業法に定められた義務放流を行っていないということで、9月12日に県から漁業権取消しを諮問されておりました。

当委員会では、答申に先立ち、去る10月22日、漁業法に基づき、漁業権者に対する意見の聴取を開催しましたが、意見聴取の場においても、漁業権者から放流を行わなかったことに対する合理的な理由について、十分な説明がされることがなかったと言わざるを得ません。

つきましては、県から諮問のありました、「内共第16号第五種共同漁業権の取消し」について、当委員会としましては異議がない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については、「漁業権の取消しが妥当である」旨、答申することとします。

次に、議題（３）「徳島県漁業調整規則の一部改正について」でございます。

それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料３により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案のとおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議が無いようなので、本件については諮問案のとおり異議のない旨を答申することとします。

続いて、議題（４）「その他」でございます。この際何かございませんか。

事務局： 全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の概要について資料４により報告

議長： 議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

委員： 今回取消しする漁業権についてですけど、アユとアマゴとウナギが含まれるんだと思うんですけど、他にも魚種ってあるんですか。

漁業管理調整課： 一応コイが該当しますが、今コイは漁業の対象にはほとんどなっていないと思います。

委員： マスはどうですか。

漁業管理調整課： アメゴが一応マスを含みます。

委員： サツキマスはアメゴに入るんですか。

漁業管理調整課： サツキマスはアメゴという扱いです。

委員： カニなんかはないの？

漁業管理調整課： カニはないです。カニはもともと漁業権がついていなかったもので、漁業権があったとしても獲ることについて制限はありません。

議長： 他にありませんか。

無いようです。それでは以上をもちまして第387回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上